

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下の通り、提案書の提出を求めます。

令和8年6月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区公共施設マネジメントシステム構築及び保守運用業務委託（長期継続契約）

(2) 背景と目的

世田谷区(以下、「区」という。)では、公共施設に関する種々のデータを蓄積した独自のシステムを運用しており、「世田谷区公共施設等総合管理計画」の策定、新公会計制度に則った施設の財務情報の分析、建物の基礎情報や工事履歴等のデータの一元管理・共有化等にシステムを活用してきた。現行システムは、区のサーバー上に構築されたオンプレミス方式であり、かつ、区の業務に合わせて構築されたスクラッチシステムである。

現行システムは、オンプレミス方式であるため、サーバー及びシステムのメンテナンスに手間と費用がかかることや、スクラッチシステムであるため、システムのカスタマイズを重ねる中で、OS やブラウザのバージョンアップ等の動作環境の変化に対して、システムを適合させるための保守をするのが困難となっている等の課題があり、システムの見直しを行うべきタイミングを迎えている。こうした状況から、区では、現行システムに代わるものとして、クラウド方式(インターネット又はLGWAN-ASP)によるパッケージシステムとして提供されているシステムを導入する方針とした。

以上を踏まえて、本業務は、クラウド方式の公共施設マネジメントシステムを新たに構築することで、現行システムが抱える課題を解決し、安定的なシステム運用及び公共施設マネジメントに関する業務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 公共施設マネジメントシステムの構築
- ② システムのデータセットアップ
- ③ システムに関する研修及びマニュアル作成
- ④ システムの保守運用計画の作成
- ⑤ その他システム構築に必要な作業

⑥ システムの保守運用

(4) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

[内訳]

契約日～令和 9 年 6 月 30 日：システム構築（業務内容①～⑤）

令和 9 年 7 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日：システム利用及び保守運用（業務内容⑥）

※システムの本稼働は令和 9 年 7 月 1 日を予定している。

※システム構築業務に係る契約締結については、今年度補正予算の議決がなされることを条件とし、当該議決がなされない場合は契約の締結をしないことがある。

※令和 9 年度以降のシステム利用及び保守運用契約の契約締結については、令和 9 年度の本事業に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件する。令和 10 年度以降については、契約期間中であっても、この契約に係る区の歳出予算の減額または削減があった場合、または履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更または解除することができるものとする。

2 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、下表のとおりとし、システム構築の費用及びシステム利用及び保守運用の費用について、それぞれ上限額を超えないこと。上限額を超えた提案は無効とする。なお、システム利用及び保守運用の費用は 45 か月間の総額である。

また、価格評価については、システム構築の費用及びシステム利用及び保守運用の費用の合計額(総額)により評価を行うものとする。

項目	提案限度額
システム構築	22,859,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
システム利用及び保守運用	27,906,000 円 ※45 か月分の総額 (消費税額及び地方消費税を含む)

区との契約では単年度で予定価格 2,000 万円 以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

3 受託候補者の選定方法

本業務において構築するシステムは、長期的な運用が予定されていることから、機能性や操作性、運用の安定性に優れ、かつ、構築から運用までのシステム全体の経費において、より優れたシステムであることが求められる。

業務の履行にあたっては、安定性や操作性、画面デザイン等のノウハウを踏まえてシステムとして実現する能力等により、本事業の目的の達成に大きな差が生じることから、本業務を適切に履行するために最も適した者を選定するため、公募型プロポーザル方式により行う。

また、提案事業者が1社の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託候補者とする。ただし、参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (5) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。
- (6) 令和3年4月1日から参加表明書の提出日までの間に、官公庁において、本件と同等または類似する、施設、建物、敷地データの管理・閲覧機能、施設カルテ作成機能（施設ごとに任意のデータを自動加工し、表示する機能）を持ち、50以上の建築物を登録している、クラウド方式(インターネット又はLGWAN-ASP)の公共施設マネジメントシステムの導入及び保守運用に関する業務の受注実績があること。
- (7) 「世田谷区公共施設マネジメントシステム構築及び保守運用業務委託（長期継続契約）事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委員一覧

施設営繕担当部長	青木 徹
公共施設マネジメント課長	高橋 一久
政策経営部副参事	大橋 弘典
D X 推進担当課長	日高 雄三

5 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 「4 参加資格要件」を全て満たすこと
- (2) 本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

6 提案書を特定するための評価基準

以下の項目について総合的に評価し、受託候補者を選定する。

【書類審査】

- (1) 体制
- (2) 過去の実績
- (3) 工程表・業務実施計画書
- (4) システム構築
- (5) システム機能要件
- (6) データのセットアップ
- (7) システム保守運用計画
- (8) 研修・マニュアル
- (9) 提案金額
- (10) その他の提案

【プレゼンテーション審査】

- (1) システムのデモンストレーション
- (2) 提案能力・質疑応答

7 手続等

(1) 担当部課

施設営繕担当部公共施設マネジメント課 北山、武藤

〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎(A 棟 3 階 A37 窓口)

電話番号 03-6432-7104

(2) プロポーザルスケジュール

	内容	日時
①	公告(区ホームページ)	令和8年6月8日(月)～6月19日(金)
②	参加表明書類提出期限	令和8年6月19日(金) 午後5時
③	招請通知送付	令和8年6月24日(水)
④	募集内容に関する質問受付期間	令和8年6月24日(水)～7月3日(金) 午後5時
⑤	募集内容に関する質問回答	令和8年7月8日(水)

⑥	提案書提出期限	令和８年７月２４日(金) 午後５時
⑦	書類審査期間 (書類審査の結果報告を含む)	令和８年８月６日(木) まで(予定)
⑧	プレゼンテーション審査	令和８年８月２０日(木) (予定)
⑨	審査結果通知	令和８年９月３日(木) (予定)
⑩	優先交渉権者及び審査結果の公表	令和８年９月上旬(予定)
⑪	契約予定時期	令和８年９月(予定)

(3) プロポーザル実施要領等の交付期間及び方法

期間：令和８年６月８日(月)～６月１９日(金)午後５時

方法：世田谷区ホームページよりダウンロード

検索メニュー>分類から探す>「区政情報」>「契約・入札情報」
>「発注情報」>「現在実施中のプロポーザル情報」

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：令和８年６月１９日(金) 午後５時まで(必着)

方法：直接持参、郵送(郵送の場合は、簡易書留又はレターパックとする)

提出先：「(１) 担当部課」に記載の場所

(5) 提案書の受領期限及び提出場所及び方法

期限：令和８年７月２４日(金) 午後５時まで(必着)

方法：電子メールによる

(電子メールのアドレスは、招請通知に記載しお知らせします)

提出先：「(１) 担当部課」に記載の場所

8 その他

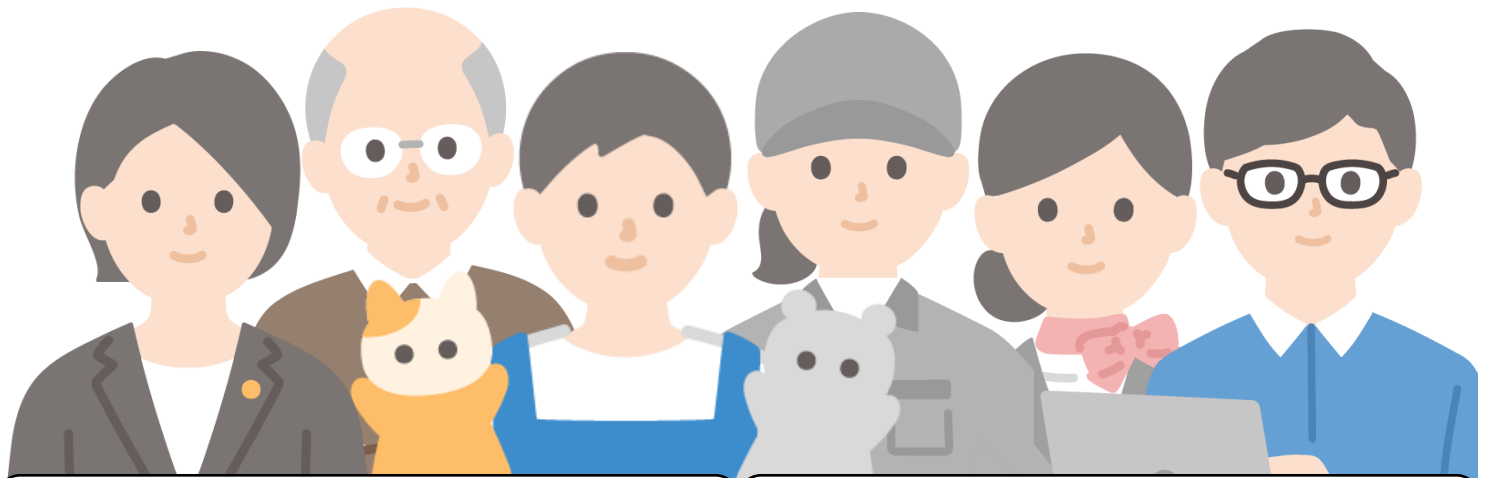
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書の作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：施設営繕担当部公共施設マネジメント課
- (6) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (7) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (8) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに

提案書を特定した理由（審査経過当）を公表することができる。

- (10) 提出期限以後の参加表明書、提案書の差替え、再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は失格とする。
- (11) 提案者から提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求める場合がある。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (14) 候補者と区の間で協議、調整後に契約書の作成、契約締結を行う。
- (15) 提案書の提出後に「4 参加資格要件」に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (16) 区との契約では、単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本契約は対象案件となるので、詳細は別紙を確認すること。
- (17) 詳細はプロポーザル実施要領による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手（特殊）	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手（一般）	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。
適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。